

## 船舶付近での釣りは許可が必要な場合があります

こちらは、英文記事「[Fishing off the side of the vessel – permits may be required](#)」（2019年6月6日付）の和訳です。

港に停泊する船舶のそばで気晴らしに釣りをすることはよくあることかもしれません。しかし、多くの国々の領海では漁師に漁業許可証の取得が義務付けられており、さらには捕獲できる魚の数量と種類に制限が設けられている場合があります。乗組員は各国の漁業規制を尊重し、それらを遵守する必要があります。違反した場合は法的または経済的な罰則を科されるリスクがあります。



港に停泊する船舶付近で釣りをすることは、船員にとってはよくある息抜きのための娯楽かもしれません。しかし、多くの国々の領海では、釣りをを行う際は漁業許可証の取得が義務付けられており、漁獲可能な数量や種類に制限が設けられています。また、船内のすべての鮮魚製品とそれらの原産地を開示するよう求められる場合もあります。

南アフリカの地元当局は、自国の海洋資源を保護するために、違法漁業を厳しく取り締まっています。南アフリカの農林水産省（DAFF）は調査官を任命し、船舶に随行して船内に未申告の魚や鮮魚製品がないかどうかを調査させています。

最近、南アフリカのダーバンで、南アフリカの [Marine Living Resources Act No. 18 of 1988（1988年海洋生物資源法第18号）](#) に基づき、3人の船員が危うく逮捕・起訴されそうになった事案が発生しました。この事案では、15,000 ランド（約 1,000 米ドル）の司法取引を通じて解決が図られ、同船は同日夜にダーバンを出港することができました。万一、南アフリカで訴追された場合は、船員一人につき最高 2,000,000 ランド（約 135,000 米ドル）の罰金が科されるか、船員が最長 5 年間の服役に処せられる可能性があります。南アフリカの領海で適用される漁業規制の概要は以下のとおりです。

- 船舶は、船内の鮮魚製品一切とそれらの原産地を申告する必要があります
- 南アフリカの領海での漁業には許可証の取得が義務付けられています
- 同規制に違反した場合、2,000,000 ランドの罰金または 5 年間の服役が科されます

規制に違反した場合、船舶の拘留や遅延、船員に対する罰金や起訴につながる可能性があるため、すべての港湾、すべての国で施行されている漁業規制を遵守するようにしてください。無認可で行われるレジャーフィッシングは、世界各国の当局の懸案事項となっています。したがって、乗組員の皆様は、適切な許可を得ている場合を除き、釣りを控えるようにしてください。

本アラートは、**Gard** のコレスポンデントである **P&I Associates (Pty) Ltd.** からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。